

固定資産税に関する「相続人」、「現所有者」、「現に所有している者」について

多くの場合、「相続人」、「現所有者」、「現に所有している者」は同一の方となりますが、それぞれ法的立場が以下のとおり異なります。

◎相続人

固定資産税に関する「相続人」とは、「被相続人の納税義務を継承する方」のことです。

相続人は、「被相続人がお亡くなりになった年以前分の固定資産税の納税義務」にのみ関係します。

◎現所有者

固定資産税の登記名義人（未登記の名義人含む）が亡くなり、相続が発生してから相続登記の名義変更手続きが完了するまでの間、主に相続人がその固定資産の「現所有者」となります。※「現所有者」は主に相続人ですが、特定遺贈があった場合等、相続人でない方が現所有者となることもあります。その場合、遺言書の写し等の提出をお願いすることがあります。

◎現に所有している者（現に所有している者の代表者）

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）時点の登記名義人に課税することとなっていますが、登記名義人等がお亡くなりの場合、賦課期日時点で固定資産を「現に所有している者」に課税することとなっています。相続登記の名義変更手続きが完了するまでの間、賦課期日時点での「現所有者」の方が、固定資産を「現に所有している者」となります。

「現所有者代表者」として申告いただいた方は、「現に所有している者の代表者」として、被相続人が亡くなった翌年以降分の固定資産税を納税義務者として納付いただくこととなります。これは、相続登記等が完了する年まで続きます。

相続人代表指定届兼固定資産現所有者申告書の提出について

上記のとおり性質の異なるものではありませんが、相続人と現所有者は同一の方となることが多いため、届出の簡素化も含め「相続人代表者指定届兼固定資産現所有者申告書」の1枚で指定・申告いただいております。

相続人の中から「相続人代表者」を指定いただき、その方のみ被相続人に係る書類を送付させていただきます。納付が完了していない税金がある場合には、その納付についてもお願いいたします。また、現所有者の方は、現所有者申告を提出していただく義務があります。（地方税法第384条の3、上牧町税条例第74条の3）現所有者とは、登記上の所有者が死亡している場合、相続登記等が完了するまでの間、「現所有者」が所有者となり、「現に所有する者」が複数いらっしゃる場合、その納税義務は連帯納税義務となります。申告の際には、現所有者の中から「現所有者代表者」を決めて申告していただくようお願いしております。

※相続登記及び相続税とは関係ありません。相続登記の手続きは法務局に、また相続税につきましては、税務署にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

◎現所有者の申告期限

自身が現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日まで

◎現所有者の不申告に関する過料

所有者が申告すべき事項について、正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する旨が規定されています。（地方税法第386条、上牧町税条例第75条）

上牧町役場 住民生活部 税務課 固定資産税係

0745-76-2509（税務課直通）

0745-76-1001（代表）